

# 平成25年度三木町水道水質検査計画

早明浦ダム（高知県土佐郡土佐町）



総貯水容量 316,000,000 m<sup>3</sup>      有効貯水容量 289,000,000 m<sup>3</sup>

水道法水質基準及び施行規則により、三木町では、水道利用の皆様安心して水を飲んでいただくために、水質検査計画を作成し公表します。

## 計画内容

1. 基本的な方針
2. 原水及び浄水の水質状況
3. 定期的な水質検査の項目、地点および頻度
4. 臨時の水質検査
5. 水質検査方法
6. 水質検査の委託
7. 水質検査計画及び結果の公表について
8. 水質検査の制度と信頼性確保
9. 関係機関との連携

## 1 基本的な方針

本町では、水道水が安全、かつ、安定的に供給できるよう以下の方針で水質検査を行います。

### 1) 検査地点

水質検査は、水質基準が適用される給水栓(蛇口)に加え、水源地の原水及び浄水の水質検査とします。

### 2) 検査項目

水道法で義務付けられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。

### 3) 検査頻度

水道法及び本町の過去の検査結果などに基づいて、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

## 2 原水及び浄水の水質状況

### 1) 原水水質

#### 【上水道】

- ・ 県営水道受水箇所 ( 田中配水池、鹿庭配水池、池戸配水池 )  
三木町の9割以上の水道水が県営水道より配水された水であり、良好な状態です。
- ・ 自己水源 ( 新開水源地、福万水源地 )  
安定した良好な状態です。

#### 【簡易水道】

- ・ 自己水源 ( 浦谷川砂防ダム )  
夏場になると色度が高くなる時期があります。

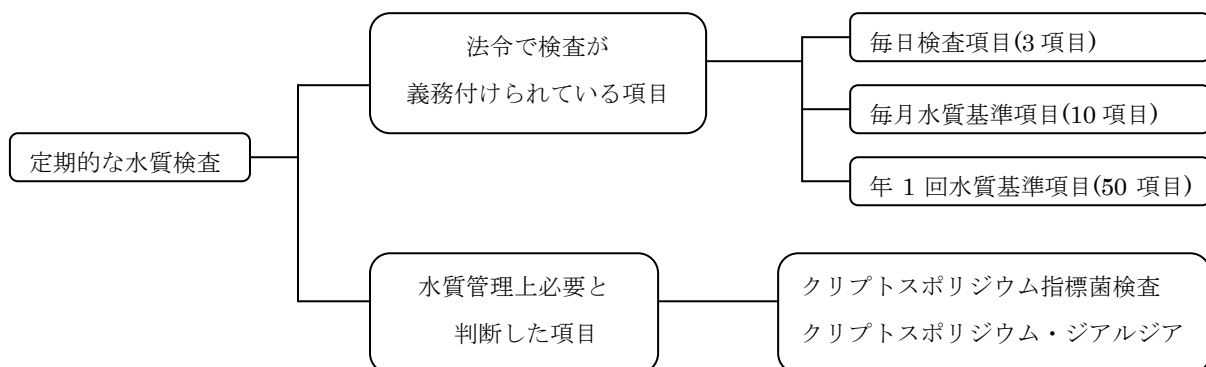
### 2) 浄水水質

浄水は上水道、簡易水道とも水質基準を満足しており、安全な水をお届けしております。

## 3 定期的な水質検査の項目、地点及び頻度

### 1) 検査の項目

三木町では、法令(水道法第20条、同法施行規則第15条)で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目について、検査を行います。(下図)



## 2) 検査頻度

### ① 法令で義務付けられている項目

#### 毎日検査項目

三木町内5か所で、1日一回検査を行います。

上水道・・・大字田中、大字鹿庭、大字井戸

簡易水道・・・大字奥山、大字小蓼

#### 水質基準項目

水質基準項目（50項目）に関しては、法令に基づき、これまでの各項目の検出状況、水源の状況などを考慮して検査回数を設定します。

※上水道の給水栓では、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの検査を省略しています。

（上記項目は、湖沼等で富栄養化現象に伴い発生する異臭味【かび臭】の原因物質です。）

理由としては、配水量の9割以上が県営水道からの受水であること、自己水源が浅井戸であること、そして過去の水質検査結果から当該項目は省略できると判断したためです。

### ② 水質管理上の必要性から行う検査

水質基準は適応されませんが、将来適正な水質管理を行う上で重要であり、水質管理上留意すべき項目として、クリプトスポリジウム指標菌検査を毎月1回実施し、クリプトスポリジウム及びジアルジアについては年4回行います。

## 4 臨時の水質検査

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源附近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 水道管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ その他、特に必要があると認められるとき。

## 5 水質検査方法

定期及び臨時の水質検査は、水道法第20条第3項に係る厚生労働大臣に指定された検査機関に委託しています。

なお、水道法施行規則第15条第1項第1号に係る毎日検査項目(残留塩素等)については、当水道事業体で行います。

## 6 水質検査の委託

三木町では平成25年度の水質検査を(社)香川県薬剤師会に業務委託しており、試料の採水、検査施設まで運搬、および検査施設での水質検査までを委託しています。

水質検査項目及び頻度については、水質検査計画トップページにある「検査項目」及び「検査頻度」で確認することができます。水質検査を行う際の試料の採取方法や運搬方法についても、「試料の採水

方法等」で確認できます。

臨時の水質検査は、濁水等で水質に異常が発生し早急な対応が必要な場合に、三木町と(社)香川県薬剤師会で協議し必要な検査を行います。

委託した水質検査結果については、(社)香川県薬剤師会から各水質検査実施箇所の検査結果書を提出してもらい、結果内容を確認していますが、職員が立会いするなどして実施状況の確認を行う場合があります。また、必要時には、検査結果を得るための記録類を提出してもらい、その内容を精査して適正な検査が行われているか確認します。

## 7 水質検査計画及び結果の公表について

### 1) 水質検査計画

毎事業年度の開始前に作成し、三木町役場上下水道課で閲覧できるほか、三木町ホームページに掲載します。

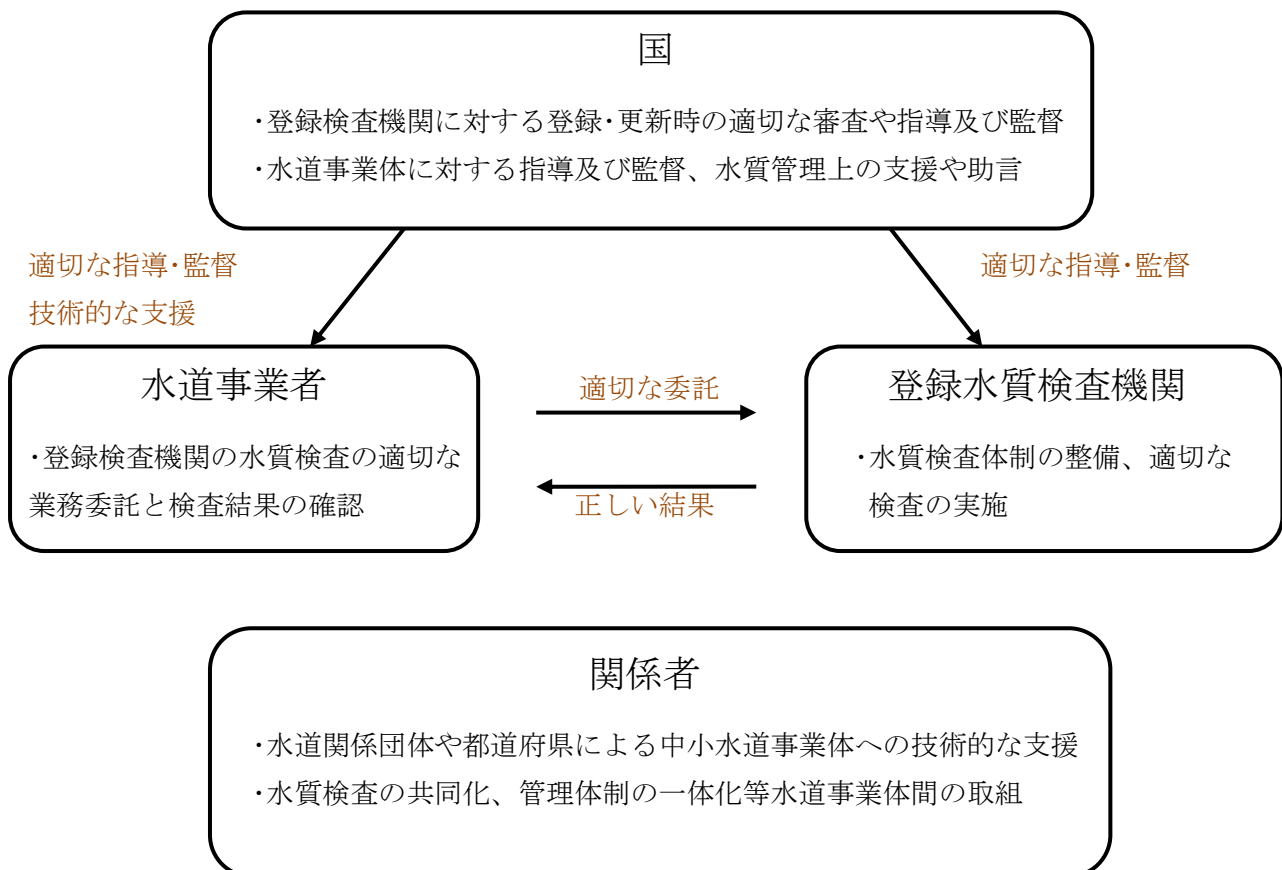
### 2) 検査結果

三木町役場上下水道課で閲覧できるほか、三木町ホームページに掲載します。

### 3) その他

水質検査計画について、ご意見等がございましたらお手数ですが上下水道課までご連絡ください。

### 関係者が取り組むべき姿勢



## 8 水質検査の精度と信頼性確保

三木町では外部委託による水質検査の信頼性を確保するため、検査機関は厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関であって、公正な第三者機関（厚生労働省・全国給水衛生検査協会）による外部精度管理調査に積極的に参加し、水質検査の精度向上に努め適切な内部精度管理を行う検査機関にて水質検査を実施しています。

## 9 関係者との連携

三木町は、水道水の安全性を確保していくため、香川県東讃保健福祉事務所及び香川県との連絡調整を行い、水質保全に万全を期しています。

### 問い合わせ先

三木町役場上下水道課(上水道係)

〒761-0692 香川県木田郡三木町大字氷上310番地

T E L (087) 891-3312

F A X (087) 840-2321